特例貸付 償還(お金を返す)のお手続きについて

■償還(お金を返す)の方法

原則あなた(借りた本人)の銀行口座から引き落としとなります。

1. 銀行口座からの引き落としによる返済(口座振替)

- *口座振替によるご返済は、引き落とし口座の登録が必要です。
- *登録の方法は ①WEB から登録する ②口座振替依頼書に記入し提出する の2通りです。
- *WEB から登録する場合は、下の QR コードよりアクセスのうえ、ご登録を進めてください。なお、 ご登録は 2022 年 12 月 1 日から可能となります。

(貸付コードの入力が必要となります。お手元に「償還開始のお知らせ」をご用意ください。)

- *WEB からの登録が難しい場合は、口座振替依頼書のご提出が必要となります。下の QR コードより印刷しご記入のうえ、裏面の提出先へ送付してください。印刷できない場合は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。後日送付させていただきます。なお、本会で 19 日までに受理した分につきまして、書類に不備がなければ翌月 23 日から引き落としとなります。
- *口座振替の引落日は毎月23日(休日の場合は翌営業日)です。
- *資金不足等により引き落としができなかった場合は後日払込票が送付されますので、お近くのコンビニエンスストアにてお支払いください。
- *下記 QR コードが読み取れない場合は、「神奈川県社会福祉協議会」で検索のうえお手続きすることも可能です。





WEB 口座登録



口座振替依頼書様式

12/1 から登録可能です

神奈川県社会福祉協議会



「償還開始のお知らせ」に印字されている 4 から始まる 7 桁の数字があなたの貸付コードになります。

このお手紙が複数枚同封されている場合は、WEB から登録する際にすべての貸付コードのご入力が必要です。貸付コードは資金の種類によって異なりますので、正しく入力してください。

2. 払込票による返済

- *やむを得ない理由により口座振替の手続きが困難な方や、口座振替の手続きが遅れてしまった方は、1月上旬以降順次送付される払込票をご利用のうえ、お近くのコンビニエンスストアにてご返済ください。
- *ご返済の途中で口座振替による返済へ変更することも可能です。

3. その他

*早めに返済したい場合や引き落とし口座を変更したい場合等ございましたら、下記お問い合わせ先まで ご連絡ください。後日必要な書類を送付させていただきます。

【口座振替依頼書ご提出先・本通知に関するお問い合わせ先】

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2

神奈川県社会福祉協議会生活福祉資金(特例貸付)償還担当

Tel: 050-3033-5120 (平日のみ 8:30~17:00)